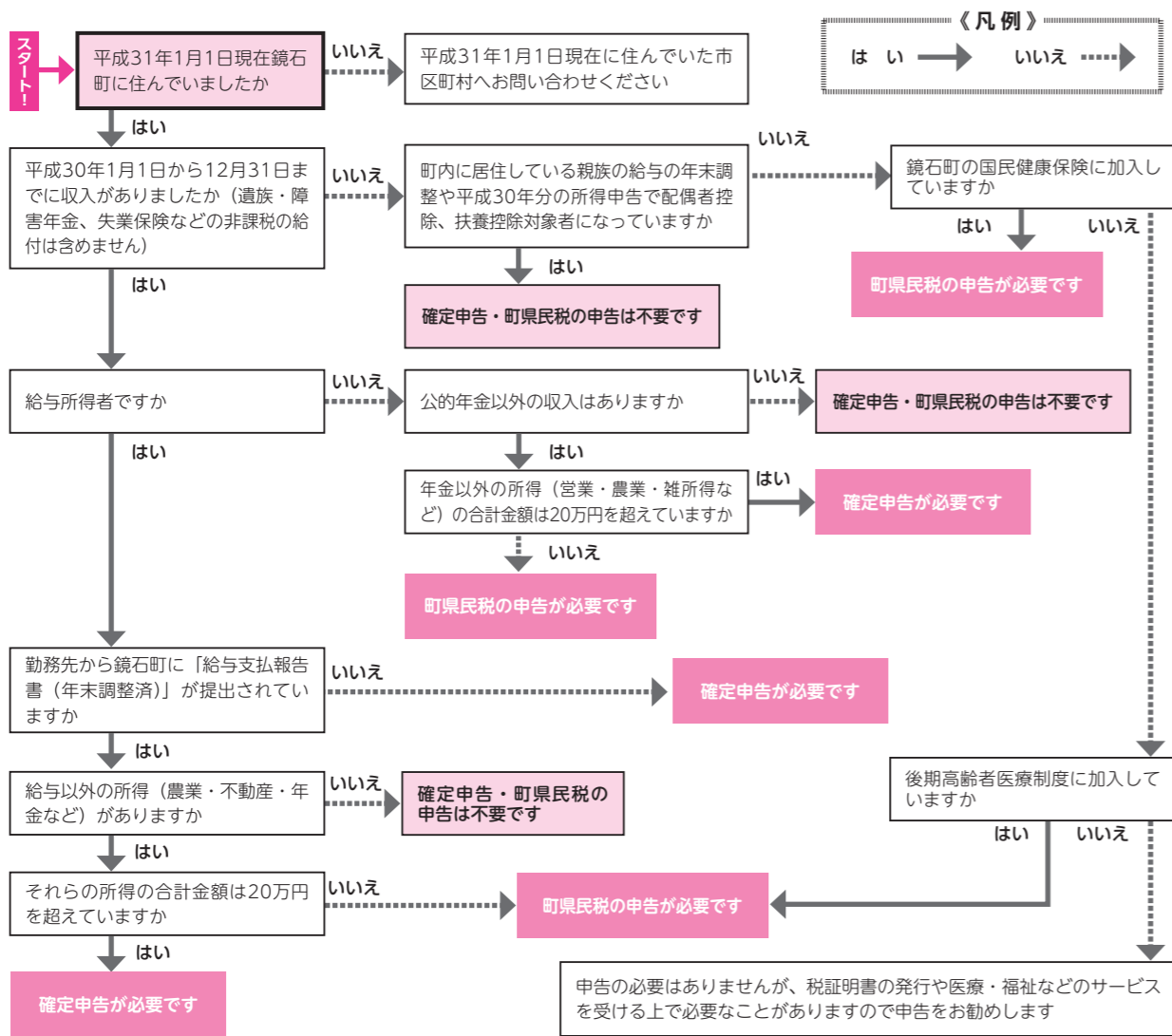


申告相談フローチャート



申告相談日程表

◎会場：町勤労青少年ホーム

◎受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月15日	金	公的年金のみ	3月1日	金	1区・2区・3区・4区
2月18日	月	仁井田・さかい	3月4日	月	鏡田・高久田
2月19日	火	仁井田・さかい	3月5日	火	鏡田・高久田
2月20日	水	久来石・笠石	3月6日	水	鏡田・高久田
2月21日	木	久来石・笠石	3月7日	木	鏡田・高久田
2月22日	金	久来石・笠石	3月8日	金	鏡田・高久田
2月25日	月	久来石・笠石	3月11日	月	成田・豊郷・旭町
2月26日	火	1区・2区・3区・4区	3月12日	火	成田・豊郷・旭町
2月27日	水	1区・2区・3区・4区	3月13日	水	成田・豊郷・旭町
2月28日	木	1区・2区・3区・4区	3月14日	木	成田・豊郷・旭町
			3月15日	金	予備日

平成30年分

確定申告を忘れずに!

申告期間 2月15日(金)～3月15日(金)

会場：鏡石町勤労青少年ホーム

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月15日(金)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成30年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成31年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。

確定申告の必要な方

確定申告が必要となるのは、3ページの「申告相談フローチャート」のほか、次のいずれかに該当する方です(例外もありますので、詳細はお問い合わせください)。

- 鏡石町に居住していないご家族の扶養になっている方
- 平成30年中に退職された方
- 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険、損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方
- 平成30年中に土地や建物などの譲渡所得があった方
- 所得控除(扶養控除等)のある方
- 2か所以上から給与を受けている方で、主たる給与の支払者以外から支払いを受ける

申告相談に必要なもの

- マイナンバーがわかる書類
- 印鑑
- 給与や年金収入のある方は平成30年分の源泉徴収票の原本(コピー不可)
- 平成30年中に支払った国民健康保険税、国民年金・国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料など

給与の収入金額と給与(退職)所得以外の所得の金額との合計額が20万円を超える方

の支払証明書または領収書

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料(地震保険等)の支払証明書
- 障がい者の方は、そのことが確認できる書類(障害者手帳等)
- 医療費控除等を受ける場合には、医療費控除等の明細書(医療費の領収書の場合は金額を合計すること)
- 営業、不動産、農業所得者は収支のわかる内訳書など
- 住宅借入金等特別控除等を

受ける場合は、固定資産税課税に係る家屋調査時にご案内の書類

- 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額がわかるもの(前年の確定申告書)
- 所得税が還付される方、口座振替による納付を希望される方は、通帳など銀行名や口座番号がわかるものと銀行印

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎ 6212114
申告会場(申告期間中のみ) ☎ 6216500

check!!

配偶者特別控除が変わります!

所得税や住民税で所得から控除できる配偶者特別控除が改正されました。改正後の配偶者の所得要件と控除額は表のとおりです。年末調整等で控除をしていない方は確定申告で控除することもできます。

◎住民税

配偶者の合計所得	控除額
38万円超 90万円以下	330,000円
90万円超 95万円以下	310,000円
95万円超 100万円以下	260,000円
100万円超 105万円以下	210,000円
105万円超 110万円以下	160,000円
110万円超 115万円以下	110,000円
115万円超 120万円以下	60,000円
120万円超 123万円以下	30,000円

◎所得税

配偶者の合計所得	控除額
38万円超 85万円以下	380,000円
85万円超 90万円以下	360,000円
90万円超 95万円以下	310,000円
95万円超 100万円以下	260,000円
100万円超 105万円以下	210,000円
105万円超 110万円以下	160,000円
110万円超 115万円以下	110,000円
115万円超 120万円以下	60,000円
120万円超 123万円以下	30,000円

※納税者本人の所得が90万円を超える方は控除額が変わります。